

3 自動車使用に関する地球温暖化対策 《特定駐車場・地球温暖化防止性能情報 など》

[概要]

自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出抑制を図るため、一定規模以上の駐車場(特定駐車場)の設置・管理する者に対し、駐車場の利用者へのアイドリング・ストップの実施について、周知を義務づけるものです。

また、温室効果ガスの排出量が少ない自動車の使用について、自動車販売事業者に対し、新車の販売に際して、温室効果ガスの排出量などの情報の説明を義務づけるものです。

特定駐車場

◆内容

特定駐車場の設置者・管理者は、駐車場の利用者に対し、アイドリングストップの実施について、お知らせして下さい。

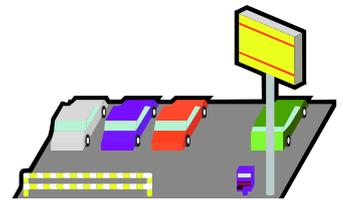
◆特定駐車場とは

自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の駐車場
※駐車場の車路や管理棟等の附帯施設の部分の面積は含みません。
※概ね、普通自動車が40台以上駐車できる駐車場です。

◆お知らせの方法

お知らせの方法は、看板の設置、ポスター等の掲示 など
※店内放送によるお知らせ

※自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出抑制を図るため、特定駐車場以外の駐車場においても、アイドリング・ストップの周知に協力をお願いします。(努力義務)



自動車販売事業者と地球温暖化防止性能情報

◆内容

自動車販売事業者は、新車購入予定者に、新車に係る地球温暖化防止性能情報を説明して下さい。

◆自動車販売事業者とは

新車の販売を行う事業者
※新車とは、過去に道路運送車両法に規定する自動車検査証の交付を受けていない自動車です。

◆地球温暖化防止性能情報の内容

温室効果ガスの排出の量 (走行距離あたりの二酸化炭素排出量など)
エネルギー消費効率 (燃料1リットルあたりの走行距離)
エアコンの冷媒の種類とその使用量
リサイクルに関する情報
※カタログ等に記載されている自動車環境情報 (社)日本自動車工業会 など

※自動車を有償で貸し渡そうとする事業者(レンタカー事業者)についても、地球温暖化防止性能情報の説明について、協力をお願いします。(努力義務)

